

令和8年6月9日

[要綱第19号]

石川町飲用井戸給水施設等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町内の給水区域以外及び給水区域内の未給水区域（以下「未給水区域」という。）において、安全で安心できる飲用水の安定的な確保を図るため、飲用井戸（飲用、炊事用、入浴用その他日常生活に使用する水）の給水施設等を整備する者に対し、石川町補助金等の交付等に関する規則（昭和49年規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 未給水区域 石川町水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第24号）に規定する給水区域以外の区域及び給水区域内であっても配水管の敷設が著しく困難であると町長が認める区域を含むものとする。
- (2) 給水施設 飲用水の確保のため飲用井戸等の取水、貯水、導水、浄水、送水、及び配水のうち町長が認めたものをいう。
- (3) 水質検査 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「省令」という。）の表の上欄に掲げる事項について、福島県飲用井戸等衛生対策要領（平成元年福島県保健環境部長通知（元第環衛第463号））の水質検査項目（塩素消毒をしない場合は、消毒副生成物を含まない。）に関する水質検査をいう。
- (4) 浄水器 省令の表の下欄に掲げる基準（以下「水質基準」という。）に適合する水質に浄化する機器であり、かつ、次に掲げる事項のすべてに該当するものをいう。
 - ア 生活用水を供給する給水装置に接続できること。
 - イ 耐用年数が通常の使用方法において5年以上であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内において給水施設を整備する者で、次に掲げる要件を満たす者とする。（災害等により給水施設が使用不能となった場合はこの限りでない。）

- (1) 町内に現に居住している者又は居住しようとする者

- (2) 現に飲料水その他の生活に必要な水の確保が困難な状況にあること。
- (3) 対象者において町税等の滞納が無いこと。
- (4) 過去において、この要綱の規定による補助金の交付を受けた者で補助金交付の翌年度から起算して10年以上経過していること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、主たる居住の用に供する住宅等に給水施設を整備するために必要な次に掲げる費用とし、その総額が10万円以上の場合を対象とする。

- (1) ボーリング工事費
- (2) 取水管工事費
- (3) ポンプ設置工事費
- (4) 給水管工事費（屋内配管工事費を除く。）
- (5) 電気導線工事費
- (6) 貯水タンク設置工事費
- (7) 飲用井戸新設時の水質検査費
- (8) 必要に応じて設置する浄水器設置工事費（1施設あたり1台とする。）
- (9) その他町長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内の額とし、75万円を限度とする。ただし、算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 共同利用の給水施設にあっては、補助対象経費の2分の1以内の額とし、1戸あたり75万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）は、工事等に着手する前に、飲用井戸給水施設等整備事業補助金交付申請書（様式第1号）を次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 工事予定場所の位置図
- (2) 工事設計図面（平面図）
- (3) 工事費等の内訳が明記されている見積書の写し
- (4) 代表者選任届兼誓約書（共同利用の場合）（様式第2号）
- (5) 土地使用承諾書（共同利用の場合又は自己所有地以外の土地に給水施設を設置する場合）（様式第3号）
- (6) 町税等に滞納が無いことを証する書類
- (7) 給水施設が使用不能となったことを証する書類（災害等の場合）
- (8) 原水の水質が水質基準に適合しないことを証する書類
- (9) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があった場合は、その書類等を審査し、必要に応じ現地等調査を実施し、補助金を交付することが適当であると認めたときは飲用井戸給水施設等整備事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金を交付しないことを決定したときは飲用井戸給水施設等整備事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第8条 前条による交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請の内容を変更し、又は中止若しくは廃止するときは、速やかに変更承認申請書（様式第6号）に必要な書類を添えて、町長に提出しその承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにこれを審査し、承認の可否を決定し、事業計画変更・中止・廃止承認・不承認通知書（様式第7号）により補助事業者に通ずるものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、事業完了後速やかに飲用井戸給水施設等整備事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 補助事業に係る請求書（経費内訳の記載のあるもの。）及び領収書の写し
- (3) 工事写真（着工前、工事中及び完成後）
- (4) 竣工図面（平面図）
- (5) 柱状図（ボーリング工事を行った場合）
- (6) 飲用井戸新設の場合は、第2条に掲げる水質検査項目の結果の写し
- (7) 浄水器を設置した場合は、設置前の原水の水質基準不適合の検査結果と、設置後の水質検査結果の写し
- (8) 全各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

(交付額の確定等)

第10条 町長は、前条の規定による事業実績報告書の提出があった場合は、内容審査の上、補助金の額を確定し、飲用井戸給水施設等整備事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通ずる。

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた場合は、町長に飲用井戸給水施設等整備事業補助金交付請求書（様式第10号）を提出するものとし、町

長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し）

第 12 条 町長は、補助金の交付を受けたものが次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）虚偽その他不正な手段により補助金を受けたとき。
- （2）補助金をこの目的以外に使用したとき。
- （3）その他法令又はこの要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第 13 条 町長は、前条の交付取り消しをした場合は、当該取り消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

附 則

1. この要綱は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（石川町飲用水供給施設等整備事業補助金交付要綱の廃止）

2. 石川町飲用水供給施設等整備事業補助金交付要綱（令和 8 年要綱第 13 号）は、廃止する。